



消費者被害情報 No.78



津山市地域包括支援センター発行(令和4年5月)



ウクライナ情勢を悪用したトラブルが発生しています！！

ある日、急に業者が来訪。依頼していないのに外にある給湯器を点検し始め「部品が古くなっている。今日中に契約しないとウクライナ情勢の影響やコロナ禍で在庫がなくなる。部品が入ってくるまでに数か月かかる。」と契約を迫ってきた。



ポイント

- いきなり訪問してきた業者には対応しない。
- 急かされてもその場で返事をしない。
- 契約してしまった場合クーリング・オフ制度が利用できる場合があるので相談をしてください。
- 被害にあった時や不審に思った場合は相談窓口へ連絡しましょう。

相談窓口

津山市社会福祉協議会
津山市地域包括支援センター

TEL : 23-1004

津山市消費生活センター

TEL : 32-2057

消費者ホットライン (土日・祝も可)

TEL : 188 (局番なし)